

Title	日本文化史 南北朝時代, 中村直勝著
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.92(252)- 93(253)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

祿三年の太閤檢地に先立つ三十年である。それから慶長十九年は二十一年目、更に寛永十年は二十年目としたならば、天正三年の檢地の時から門割が行はれたのではなからうか。尤も文祿の檢地で島津領の石高は二十一萬石から五十七萬石に激増して居るので、或はこの檢地以後の門割も想像せらるるが、宮崎縣方面に於て伊東領たりし南那珂郡、秋月領たりし兒湯郡並に宮崎郡等に土地共有、定期割換の制度の維新後迄行はれしと云ふに徴すれば、門割制度は日向の大半が島津氏の領土たりし時代に創始されたものではないかと考へらるる。伊東氏が一旦北部日向を失ふたのは天正五年であるが、其舊領東西臼杵郡には土地割換の習慣行はれず、兒湯郡には行はれて居つたと云ふのを見ても、川内地方の天正三年の檢地は門割制度の起源と關係あるやにも考へらるるのである。(田中萃一郎)

日本文化史 南北朝時代

(中村直勝著
大鎧閣發行)

史料の缺乏其他の原因によつて、史實の決定に困難を感じることは、歴史研究において當然ありうることであるが、學者が自由研究を阻害され、研究者がその研究結果をそのまま發表するに支障を感じ、或は實際の歴史教授が史實に基いてなされないなどといふことが、もしありとすれば、まことに學界の痛事と言はればならぬ。が不幸にもかゝる痛恨事が往々にして従來わが國史界に經驗されたやうである。而してかかる痛恨事の原因を提供する間

題は國史中に少からず存するが、所謂南北朝問題のごときは、その最大の一とみなすべきであらう。しかも南北朝問題は今日なほ徹底的に解決されたものとは思へない。假令普通教育において南北朝の名稱を吉野朝廷に改めても、この問題に對する學者の見解は區々として一定せず、また長慶天皇即位説のごときも依然として殘されたる重大問題である。従つてこの時代の歴史研究は、假令政治史にあらずとも、非常な困難に會するにちがひないのであるが、中村氏の本書は、この困難を排除して、もしくは巧みにこの困難に觸れないで、混亂たる五十餘年間の文化状態を生々とした文章をもつて描寫されたのは、成功と言はればならぬ。

まづ第一章緒編において、文化史上における南北朝の意義は社會を近世的たらしめた母胎である事に存するのであつて、すべての社會現象が、それが産業組織にする文藝技術にする、近世的色彩をおびてきたのは、この五十七年間の試験管を出てからであることを論じ、この時代はわが國文化の二大要素たる公家文化と武家文化とを相接觸せしめ、ばては之を攪亂し、混同し、融和せしめて、五十餘年の紛争によつて熾熱した坩堝の中に溶解せしめた點に、非常な意義を有するものと言はうとするのであると言つてゐる。そしてこの意義の闡明を、第二章時勢、第三章社會の諸相、第四章經濟上の問題、第五章僧侶の參政、第六章兩朝の合一第七章思想信仰、第八章文藝、及び第九章結論において試みたのであつて、各方面における著者の異常な努力に對して敬服の外ない。殊に注意すべきは、足利尊氏や楠木正儀のごとき疑問の人物を評論するにあつて、たえず彼等に深甚の同情をそゝいでゐる

點でこれは、著者の公平なる態度を示すものである。尤も尊氏に對しては、著者も言へるごとく最近史家の見解が自由になり、從來に比してよほど好遇されるやうになつたのであつて、單に梅松論をみたのみでも彼の偉大性を知るのであるが、著者の評論が更に内面的に進まうとしてゐるところに特色がある。山路愛山氏が『彼れは鎌倉の貴公子なり。彼れは尊貴な血統に生れ、尊貴なる家庭に育ちたるなり。……彼れは此點に於て信長、秀吉、家康の如き自己の運命を造りたるものと選を殊にしたりき。彼れの額には恐らくは辛苦の皺の一線だも止めざりしならん。彼れはリンコルの如き平民の英雄に非ず。彼れは先天的の貴族にして其美德も亦貴族としての美德なりき。』(足利尊氏)とのべてゐるごときも、尊氏論としてまた注意すべきものであらう。楠木正儀に對しては著者は、彼には兩朝の對立があまりに不自然であつて、この不自然を自然の軌道に戻さうとすることが彼の努力であり、公家武家の合體が彼の理想であつたこと、彼は親や兄の尻馬にのるほどの好人物ではなく、親や兄の事業を受けつぐにはあまりに時局を大觀しすぎたこと、しかるに彼の視野があまりに大きかつたので、當時の人々に理解されなかつたこと、彼の北朝降伏は本心からではなく、講和の責任者として此舉に出たとみるべきであることなどを述べて、彼の立場を辯護されてゐる。

要するに『文化史から見れば、新しい東山、桃山の藝術、近世初頭の學問を生まんとする受胎期』であり、『政治史から見れば公家も武家も終に民衆又は庶民に近き階級の人々に尅さるべきを示した時代』であり、『思想の上から見れば、日本獨特の思想が生れや

とする時代』であつて、『ごこまでも中世から近世への序曲であつた』五十七年の過渡期は、『文化の發展、社會の進化の上より見て、決して輕視さるべき時代ではない、寧ろかかる過渡の時代を注視する事が、或意味に於ての文化史』であつて、『此混亂の時代此不統一の時代、それを如何にして切り抜けたかを究め、異つた文化の要素、違つた社會の分子、それを巧みに取捨鹽梅し、其採長捨短を誤る事なく成し遂げた國民(それが本當の偉大な國民であらう)の努力を正當に價値付け』たる『新しい見方』の歴史書として、本書をひろくわが學界及び一般讀書界に推稱したい。(松本芳夫)

物部氏及宮道氏史蹟

(蜷川新編)

本年蜷川親直七百二十五回忌に相當するので、其裔なる法學博士蜷川新氏は其の記念の爲めに右の書を公にして諸氏に頒布せられた。本書は本文約五十頁の外寫眞數葉を加へられてある。

其の大要は饒速日命の後裔なる物部氏は轉じて宮道氏ミヤミチとなり、其の中宮道彌益の女贈正一位列子は藤原冬嗣の孫高藤に嫁し其の女胤子は宮中に入りて宇多天皇の中宮となり、醍醐天皇を生み奉る、其の爲彌益は死後山科神社に合祀せらる。彌益の後裔親直は源賴朝舉兵に従ひ、戦功ありて越中の新川及礪波の二郡を領し蜷川郷に住するを以て蜷川の姓を稱し、其後足利氏の世となり其裔は尊氏義詮に従ひ、世々幕府の『政所代』となり、親當、親元、親孝、親俊の當時記したる日記は今日傳はり東京帝國大學に保管せ